

大飯発電所第3,4号機
火災感知器増設に係る
設計及び工事計画認可申請

コメント回答について

2022年4月
関西電力株式会社

<4/13 ヒアリングコメントNo.1>

- 環境条件に記載するのは、エリアの環境条件ではなく、感知器の設置場所毎の環境条件のため、「～のエリア」という記載を見直し、感知器の設置場所毎の環境条件を記載するように修正すること。また、感知器設計に影響する環境条件のグループ化についても検討すること。

<回答>

環境条件の記載について、感知器の設置場所毎の環境条件であることが分かるように整理表（資料－1）を見直した。また、エリアに関係なく感知器の設置場所の環境条件が同じ箇所は記載を統一するよう考慮した。

<4/13 ヒアリングコメントNo.2>

- 環境条件で「－」としている箇所については、消防法施行規則どおりの設置となっているか整理を確認し、それぞれ図面にてそのことが分かるように示すこと。（シンプル配管室内の入口や立坑・傾斜路部の仕分け等）

<回答>

環境条件で「－」としていた箇所（炉内計装用シンプル配管室の入口部分及び下部）について、消防法施行規則に基づき設置可能であることを確認したため、整理表（資料－1）にその旨記載した。

また、シンプル配管室内において、消防法施行規則に基づき設置する範囲が分かるように、下図に考え方を示すと共に、補足説明資料3・11に反映した。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<4/13 ヒアリングコメントNo.3>

- 環境条件において、「放射線量が高い場所を含む」と記載している箇所については、正しい記載（「放射線量が高い場所」）とすること。

<回答>

環境条件について、感知器の設置場所全体の放射線量が高い場合は、「放射線量が高い場所」と記載を見直し、整理表（資料－1）に反映した。

<4/13 ヒアリングコメントNo.4>

- 設置許可で火災感知器を設置しない設計としている復水ピット等についても技術基準適合性の観点から確認する必要があるため、整理表に追加し、環境条件の整理及び火災が発生した場合の影響を記載すること。（保安水準の適用ではなく、前段で仕分ける等について考慮）

<回答>

復水ピットエリア及び燃料取替用水ピットエリアについて、ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピットは水で満たされていること、さらに、水を供給する配管は水中に設置されていることから、万一火災が発生したとしても設計基準対象施設であるピットの機能が損なわれることはない。また、当該エリアはそれぞれ一つの火災区画であり、火災区画内にピット以外の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設はない。これらのことから、エリア内の火災による原子炉施設の安全性への影響はないため、当該エリアは火災感知器を設置しない設計としている。

<4/13 ヒアリングコメントNo.5>

- 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫の水面については、水に浸かっている部分の火災なども懸念されるため、復水ピット等の扱いも考慮した上で感知器設計を検討し、整理表に反映すること。

<回答>

使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫については、復水ピット及び燃料取替用水ピットと異なり、同一火災区画内に重大事故等対処施設が設置されていることを考慮し、設置許可では火災感知器を設置しない方針としていないことから、水面を含めて網羅的に監視するこれまでの設計から変更しない。

<4/13 ヒアリングコメントNo.6>

- 原子炉格納容器内において保安水準を確保するため、煙が流出する可能性がある開口部より高い場所に設置する感知器を配置図にて示すこと。また、開口部の位置及び感知器の設置場所の高さ関係が分かるように資料を充実すること。

<回答>

原子炉格納容器内において保安水準②を確保するため、煙が流出する可能性がある開口部より高い場所に設置する感知器を配置図にて明示し、補足説明資料3-2に示した。

また、開口部の位置及び煙感知器の設置場所の高さ関係が分かるよう、補足説明資料3-2に図示した。

以 上